

区長報告第一号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定による昭和四十三年三月十八日港区議会議決（訴訟、和解および損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について）に基づき、和解について平成二十七年一月十四日次のとおり処分したので、同法同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十七年二月十八日

港区長 武井雅昭

記

一 件 名 庁有車の交通事故に係る和解

二 当 事 者 甲 東京都新宿区戸山三丁目十五番一号

株式会社グリーンキャブ

乙 東京都港区芝公園一丁目五番二十五号

港区

三 事件の要旨

平成二十六年十月二十九日、港区芝公園一丁目四番先の特別区道第八百十四号線道路上において、甲所有の乗用車が庁有車に追突した交通事故（以下「本件事故」という。）により、当該庁有車が損傷した。

#### 四 和解条項

甲及び乙間で協議し、和解の合意に達したので、本件事故の処理について、次のとおり了解した。

- (一) 甲は、乙に対し、六万二千九百二十一円の支払義務があることを認める。
- (二) 乙は、その余の請求を放棄する。
- (三) 甲と乙は、甲と乙の間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

議案第一号

港区行政手続条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区行政手続条例の一部を改正する条例

港区行政手続条例（平成八年港区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 行政指導（第三十条―第三十四条）」を

「第四章 行政指導（第三十条―  
第四章の二 処分等の求め（第

第三十四条の二）

に改める。

第三十四条の三）」

第二条第二項中「第三十二条」の下に「及び第三十三条第二項」を加え、「同項第三号」を

「前項第三号」に改める。

第三条中「第四章」を「第四章の二」に改め、同条第七号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第三十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、区の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項

二 前号の条項に規定する要件

三 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第四章中第三十四条の次に次の一条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第三十四条の二 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例（特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例及び東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例により特別区が処理することとされた事務について規定する東京都の条例を含む。以下この条及び次条において同じ。）に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は当該条例に規定する要件に適合しないと料るときは、当該行政指導をした区の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明そ

の他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該行政指導の内容

三 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項

四 前号の条項に規定する要件

五 当該行政指導が前号の要件に適合しないと認料する理由

六 その他参考となる事項

3 当該区の機関は、第一項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は当該条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 処分等の求め

(処分等の求め)

第三十四条の三 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)

がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する区の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 法令に違反する事実の内容

三 当該処分又は行政指導の内容

四 当該処分の根拠となる条例等の条項又は当該行政指導の根拠となる法律若しくは条例の条項

五 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

六 その他参考となる事項

3 当該行政庁又は区の機関は、第一項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（港区特別区税条例の一部改正）

2 港区特別区税条例（昭和三十九年港区条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「第三十三条第三項」を「第三十三条第四項」に、「第三十三条第二項」を「第三十三条第三項」に改める。

（説明）

行政手続法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十号）の施行による行政手続法（平成五年法律第八十八号）の一部改正を踏まえ、区民の権利利益の保護充実のための手続を定めるほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第二号

港区職員定数条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員定数条例の一部を改正する条例

港区職員定数条例（昭和五十年港区条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一、九六〇人」を「一、七七二人」に、「一七〇人」を「一二七人」に、「三四五人」を「一四二人」に、「六七人」を「九〇人」に、「四一人」を「二三二人」に、「六人」を「七人」に、「二、五七〇人」を「二、一六〇人」に改め、同条第二項中「休職」の下に「、配偶者同行休業」を加え、同条第三項中「休職者」の下に「、配偶者同行休業者」を加える。

付 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（説明）



職員の定数を改定するとともに、職員の配偶者同行休業制度の導入に伴い、配偶者同行休業中の職員を定数外とするため、本案を提出いたします。

議案第三号

港区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

港区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年港区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の項を次のように改める。

教育委員 員会	委 員	月額
		二四六、〇〇〇円

付 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十六条第一項の教育委員会の教育長をいう。以下同じ。）が改正法附則第二条第一項の規定により引き続き教育長として在職する場合において、教育委員会の委員長が同条第二項の規定により当該委員長として在職する間の報酬については、なお従前の例による。

（説明）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）の施行による地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）の一部改正に伴い、教育委員会委員長の報酬の額に係る規定を削除するため、本案を提出いたします。

議案第四号

港区教育委員会教育長の給与、旅費並びに勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区教育委員会教育長の給与、旅費並びに勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

港区教育委員会教育長の給与、旅費並びに勤務条件に関する条例（昭和三十一年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

港区教育委員会教育長の給与等に関する条例

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条並びに地方教育

行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。）  
第十一条第四項及び第五項の規定に基づき、港区教育委員会教育長（以下「教育長」とい  
う。）の給与、旅費、勤務条件及び職務に専念する義務の特例について定めることを目的と  
する。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（職務に専念する義務の特例）

第六条 法第十一条第五項の規定による教育長の職務に専念する義務の特例については、港区  
職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年港区条例第十七号）の適用を  
受ける職員の例による。この場合において、同条例第二条中「任命権者（市町村立学校職員  
給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条に規定する職員にあつては港区教育委  
員会）又はその委任を受けた者」とあるのは、「港区教育委員会」とする。

付 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、地方教育  
行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号。以  
下「改正法」という。）による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十  
一年法律第六十二号。以下「新法」という。）第四条第一項の規定により任命された新

法第十三条第一項の教育長について適用し、この条例の施行の際現に在職する教育長（改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第一項の教育委員会の教育長をいう。以下同じ。）が改正法附則第二条第一項の規定により引き続き教育長として在職する間の給与、旅費並びに勤務条件については、なお従前の例による。

（説明）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）の施行による地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）の一部改正に伴い、教育長の職務に専念する義務の特例について定めるほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第五号

港区債権管理条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区債権管理条例

目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 区の私債権の管理（第六条―第十三条）

第三章 雑則（第十四条）

付則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、港区（以下「区」という。）の債権の管理に関する基本的事項、事務の処理その他必要な事項を定めることにより、区の債権を適正に管理することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 区の債権 金銭の給付を目的とする区の権利をいう。
- 二 区の私債権 区の債権のうち、公債権（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税に係る債権をいう。）以外のものをいう。

(法令等との関係)

第三条 区の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくはこれに基づく規則に定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(区長の責務)

第四条 区長は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則の規定に基づき、適切かつ効率的に区の債権を管理しなければならない。

2 区長は、区の債権の管理の適正化を図るため、区の債権の管理に関する事務の処理についての手続を整えるとともに、当該事務の処理について必要な調整を行うものとする。

3 区長は、区の債権を適正に管理するために必要な人材を育成するものとする。



（債権管理体制の整備）

第五条 区長は、区の債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、区の債権を適正に管理するための体制を整備するものとする。

第二章 区の私債権の管理

（督促）

第六条 区長は、区の私債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、区規則で定めるところによりこれを督促しなければならない。

（債務者への助言又は指導及び強制執行等）

第七条 区長は、区の私債権について、前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第十条に定める措置をとる場合又は第十一条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があるときと認める場合は、この限りでない。

一 担保の付されている区の私債権（保証人の保証がある区の私債権を含む。）については、当該区の私債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

二 債務名義のある区の私債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。

三 前二号に該当しない区の私債権（第一号に該当する区の私債権で同号の措置をとってな  
お履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により  
履行を請求すること。

2 区長は、前項各号に掲げる措置をとるに当たっては、債務者の収入状況、履行遅滞の理由  
その他必要な事項の把握及び債務者に対する必要な助言又は指導に努めるものとする。

（履行期限の繰上げ）

第八条 区長は、区の私債権について履行期限を繰り上げることができ理由が生じたときは、  
遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、  
第十一条第一項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この  
限りでない。

（債権の申出等）

第九条 区長は、区の私債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこ  
と等を知った場合において、法令の規定により区が債権者として配当の要求その他債権の申  
出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、区長は、区の私債権を保全するため必要があると認めるとき  
は、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮  
処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第十条 区長は、区の私債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約)

第十一条 区長は、区の私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部

を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る区の私債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

五 貸付金に係る区の私債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 区長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る区の私債権は、徴収すべきものとする。

（免除）

第十二条 区長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約をした区の私債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約をした場合は、最初に履行延期の特約をした日）から十年を経過した後において、なお、債務

者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができない見込みがないと認められるときは、当該区の私債権及びこれに係る損害賠償金を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る区の私債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

(放棄)

第十三条 区長は、区の私債権について、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、当該区の私債権及びこれに係る損害賠償金を放棄することができる。ただし、当該区の私債権について、保証人その他弁済の責任を負うべき他の者があり、これらの者について次の各号に掲げる事由のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の適用を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、相当の期間弁済することができる見込みがないと認められるとき。

二 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十三条第一項その他の法令の規定により債務者が当該区の私債権についてその責任を免れたとき。

三 第七条の規定により強制執行等の手続をとってなお完全に履行されない区の私債権につ

いて、強制執行等の手続が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済することができない見込みがないと認められるとき。

四 第十条の規定により徴収停止の措置をとった区の私債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、弁済することができない見込みがないと認められるとき。

五 債務者が死亡し、当該債務について限定承認による相続があつた場合において、その相続財産の価額が強制執行の費用並びに他に優先して区が弁済を受ける債権及び区以外の者の債権の金額の合計を超えないと見込まれるとき。

六 債務者が死亡、失踪、所在不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないと認められるとき。

七 当該区の私債権について消滅時効に係る時効期間が経過したとき（時効期間経過後に債務者が当該区の私債権の一部を弁済したときその他債務者が時効を援用しない特別な理由があるときを除く。）。

### 第三章 雑則

#### （委任）

第十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この条例中第二章の規定は、この条例の施行の日前に発生した区の私債権についても適用する。

(説明)

区の債権の管理に関する基本的事項、事務の処理その他必要な事項を定めるため、本案を提出いたします。

議案第六号

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

港区街づくり推進事務手数料条例（平成十二年港区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表一の部七の項中「新築し、増築し、又は改築する場合（八の項に掲げる）」を「建築する場合（八の項に掲げる場合及び同一敷地内において移転する）」に、「第六条第五項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要する」を「第六条の三第一項ただし書の規定に基づき、同項ただし書に規定する国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事（以下「国土交通省令で定める者である建築主事」という。）が、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九条の三に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「特定建築基準適合審査」という。）をす



る」に、「一の建築物について」を「当該部分ごとに」に改め、同部八の項中「新築し、増築し、又は改築する場合」を「建築する場合（同一敷地内において移転する場合を除く。）」に、「構造計算適合性判定を要する」を「建築基準法第六条の三第一項ただし書の規定に基づき、国土交通省令で定める者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする」に、「一の建築物について」を「当該部分ごとに」に、「建築基準法」を「同法」に改め、同部九の項及び十の項中「当該建築物を」の下に「同一敷地内において」を加え、「構造計算適合性判定を要する」を「建築基準法第六条の三第一項ただし書の規定に基づき、国土交通省令で定める者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする」に、「一の建築物について」を「当該部分ごとに」に、「建築基準法」を「同法」に改め、同部十の二の項を次のように改める。

十の二 建築基準法第六条第四項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査に係る特定建築基準適合審査	特定建築基準適合審査手数料	特定建築基準適合審査をする部分の床面積に応じ、次に掲げる額 1 千平方メートル以下のもの 十五万六千円 2 千平方メートルを超え、二千平方メートル以下のもの 二十万九千円 3 二千平方メートルを超え、一万平方メートル以下のもの 二十四万円 4 一万平方メートルを超え、五万平方メートル以下のもの 三十一万九千円 5 五万平方メートルを超えるもの 五十八万七千円	確認申請のとき。
---	---------------	---	----------

別表一の部十五の項中「新築し、増築し、又は改築した場合（十九の項に掲げる）」を「建築

した場合（十九の項に掲げる場合及び同一敷地内において移転した）に改め、同部十六の項中「当該建築物を」の下に「同一敷地内において」を加え、同部十九の項中「新築し、増築し、又は改築した場合」を「建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）」に改め、同部二十の項中「当該建築物を」の下に「同一敷地内において」を加え、同部二十五の項中「第七条の六第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「仮使用の承認」を「仮使用の認定」に、「仮使用承認申請手数料」を「仮使用認定申請手数料」に、「承認申請の」を「認定申請の」に改め、同部二十五の二の項中「新築し、増築し、又は改築する場合（二十五の三の項に掲げる）」を「建築する場合（二十五の三の項に掲げる場合及び同一敷地内において移転する）」に、「構造計算適合性判定を要する」を「建築基準法第十八条第四項ただし書の規定に基づき、国土交通省令で定める者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする」に、「一の建築物について」を「当該部分ごとに」に、「建築基準法」を「同法」に改め、同部二十五の三の項中「新築し、増築し、又は改築する場合」を「建築する場合（同一敷地内において移転する場合を除く。）」に、「構造計算適合性判定を要する」を「建築基準法第十八条第四項ただし書の規定に基づき、国土交通省令で定める者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする」に、「一の建築物について」を「当該部分ごとに」に、「建築基準法」を「同法」に改め、同部二十五の四及び二十五の五の項中「当該建築物を」の下に「同一敷地内において」を加え、「構造計算適合性判定を要する」を「建築基準法第十八条第四項ただし書の規定に基

づき、国土交通省令で定める者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする」に、「一の建築物について」を「当該部分ごとに」に、「建築基準法」を「同法」に改め、同部二十五の六の項を次のように改める。

<p>二十五の六 建築基準法第十八条第三項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査に係る特定建築基準適合審査</p>	<p>特定建築基準適合審査手数料</p>	<p>特定建築基準適合審査をする部分の床面積に応じ、次に掲げる額</p> <table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>千平方メートル以下のもの</td> <td>十五万六千円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>千平方メートルを超え、二千平方メートル以下のもの</td> <td>二十万九千円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>二千平方メートルを超え、一万平方メートル以下のもの</td> <td>二十四万円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>一万平方メートルを超え、五万平方メートル以下のもの</td> <td>三十一万九千円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>五万平方メートルを超えるもの</td> <td>五十八万七千円</td> </tr> </table>	1	千平方メートル以下のもの	十五万六千円	2	千平方メートルを超え、二千平方メートル以下のもの	二十万九千円	3	二千平方メートルを超え、一万平方メートル以下のもの	二十四万円	4	一万平方メートルを超え、五万平方メートル以下のもの	三十一万九千円	5	五万平方メートルを超えるもの	五十八万七千円	<p>計画通知のとき。</p>
1	千平方メートル以下のもの	十五万六千円																
2	千平方メートルを超え、二千平方メートル以下のもの	二十万九千円																
3	二千平方メートルを超え、一万平方メートル以下のもの	二十四万円																
4	一万平方メートルを超え、五万平方メートル以下のもの	三十一万九千円																
5	五万平方メートルを超えるもの	五十八万七千円																

別表一の部二十五の十一の項中「第十八条第十五項」を「第十八条第十七項」に、「新築し、増築し、又は改築した場合（二十五の十五の項に掲げる」を「建築した場合（二十五の十五の項に掲げる場合及び同一敷地内において移転した」に改め、同部二十五の十二の項中「第十八条第十五項」を「第十八条第十七項」に改め、「当該建築物を」の下に「同一敷地内において」を加え、同部二十五の十三の項及び二十五の十四の項中「第十八条第十五項」を「第十八条第十七項」に改め、同部二十五の十五の項中「第十八条第十五項」を「第十八条第十七項」に、

「新築し、増築し、又は改築した場合」を「建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）」に改め、同部二十五の十六の項中「第十八条第十五項」を「第十八条第十七項」に改め、「当該建築物を」の下に「同一敷地内において」を加え、同部二十五の十七の項中「第十八条第十五項」を「第十八条第十七項」に改め、同部二十五の十八の項から二十五の二十の項までの規定中「第十八条第十八項」を「第十八条第二十項」に改め、同部二十五の二十一の項中「第十八条第二十二項第一号」を「第十八条第二十四項第一号又は第二号」に、「仮使用の承認」を「仮使用の認定」に、「仮使用承認申請手数料」を「仮使用認定申請手数料」に、「承認申請の」を「認定申請の」に改め、同部五十の三の項の次に次のように加える。

<p>五十の四 建築 基準法施行令 第三百三十七条 の十六第二号 の規定に基づ く建築物の移 転の認定の申 請に対する審 査</p>	<p>建築物の移 転認定申請 手数料</p>	<p>二万八千円</p>	<p>認定申請 のとき。</p>
--	--------------------------------	--------------	----------------------

別表一の部五十六の項中「及び2」を「から3まで」に、「又は2のイ」を「、2のイ又は3のイ」に、「構造計算適合性判定を要する」を「特定建築基準適合審査をする」に、「一の

建築物について二十五の六の項」を「当該部分ごとに十の二の項」に、

へ 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの 十万四千元

2 1 以外の場合

を

へ 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの 十万四千元

2 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十号）第六条第一項の設計住宅性能評価書（同法第五条第一項の住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて建築基準法施行令第八十一条第二項第一号ロの限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。）が提出された場合

イ 百平方メートル以内のもの 一万六千元

ロ 百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの 五万七千元

ハ 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの 九万二千元

ニ 千平方メートルを超え、二千五百平方メートル以内のもの 十七万二千元

ホ 二千五百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの 二十九万五千元

へ 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの 四十五万五千元

3 1 及び 2 以外の場合

に改め、同部五十七の項中

「又は 2 のイ」を「、 2 のイ又は 3 のイ」に、「構造計算適合性判定を要する」を「特定建築基準適合審査をする」に、「一の建築物について二十五の六の項」を「当該部分ごとに十の二

の項」に改め、同部五十九の項の次に次のように加える。

六十 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号） 第五百条第一項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	要除却認定 マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料	十六万円	許可申請のとき。
--	--	------	----------

別表二の部一の項及び二の項中「構造計算適合性判定を要する」を「特定建築基準適合審査をする」に、「一の建築物について同部二十五の六の項」を「当該部分ごとに同部十の二の項」に改める。

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 別表一の部に六十の項を加える改正規定 公布の日

- 二 別表一の部五十六の項の改正規定（「構造計算適合性判定を要する」を「特定建築基準適合審査をする」に、「一の建築物について二十五の六の項」を「当該部分ごとに十の二の項」に改める部分を除く。）及び同部五十七の項の改正規定（「構造計算適合性判定を要する」を「特定建築基準適合審査をする」に、「一の建築物について二十五の六の項」を「当該部分ごとに十の二の項」に改める部分を除く。） 平成二十七年四月一日
- 三 前二号に掲げる規定以外の規定 平成二十七年六月一日

（説明）

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十号）及び建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）の施行並びに住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）に基づく住宅性能評価項目が変更されたことに伴い、手数料の新設等をするため、本案を提出いたします。

議案第七号

港区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

港区保健衛生事務手数料条例（平成十二年港区条例第十七号）の一部を次のように改正する。  
別表十二の二の項の次に次のように加える。

<p>十二の三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十九条第一項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査</p>	<p>十二の三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十九条第一項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査</p>	<p>高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料</p>	<p>三万四千円</p>	<p>十二の四 医薬品、医療機器等の品質、有効性</p>	<p>高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料</p>	<p>一万二千四百円</p>	<p>更新申請と</p>
--	--	---------------------------------	--------------	------------------------------	-----------------------------------	----------------	--------------



<p>十三の六の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第一条の六第一項の規定に</p>	<p>十三の五の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第一条の五第一項の規定に基づく薬局の開設並びに同令第四十五條第一項の規定に基づく医薬品の販売及び高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の書換え交付</p>	<p>別表十三の五の項及び十三の六の項を次のように改める。</p>	<p>及び安全性の確保等に關する法律第三十九條第四項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可更新の申請に対する審査</p>
<p>薬局開設・医薬品販売業・高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可証の再交付手数料</p>	<p>1 薬局 2 医薬品販売業 3 高度管理医療機器等販売業 又は貸与業</p>		
<p>三千九百円</p>	<p>二千五百円 二千四百円</p>		
<p>再交付の申請と</p>	<p>書換えの申請と</p>	<p>き。</p>	

基づく薬局の開設並びに同令第四十六条第一項の規定に基づく医薬品の販売業及び高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の再交付

3  
業又は貸与業  
高度管理医療機器等販売

三千四百円

付 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(説明)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）の施行による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）の一部改正及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第二号）の施行による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部改正により、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業に係る許可等の事務が区に移譲されることに伴い、手数料を新設するため、本案を提出いたします。

議案第八号

港区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

港区道路占用料等徴収条例（昭和四十七年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

別表占用料の欄中「一五、八〇〇」を「一八、一〇〇」に、「二四、七〇〇」を「二八、二

〇〇」に、「三三、三〇〇」を「三八、〇〇〇」に、「九、〇八〇」を「一〇、四〇〇」に、

「一四、六〇〇」を「一六、七〇〇」に、「一九、八〇〇」を「二二、七〇〇」に、「一、二

一〇」を「一、三九〇」に、

一三〇
七七

を

一四〇
八八

に、「一二、

五〇〇」を「一四、三〇〇」に、「八、三八〇」を「九、六三〇」に、「二五、七〇〇」を「

二九、五〇〇」に、「二二、六〇〇」を「二五、九〇〇」に、「五四〇」を「六二〇」に、「

七七〇」を「八八〇」に、「一、六三〇」を「一、八七〇」に、「二、四九〇」を「二、八六〇」に、「三、三八〇」を「三、八八〇」に、「五、八五〇」を「六、七二〇」に、「一六、五〇〇」を「一八、九〇〇」に、「一七、三〇〇」を「一九、八〇〇」に、「二〇、五〇〇」を「二三、五〇〇」に、「三五、三〇〇」を「四〇、五〇〇」に、「一〇、七〇〇」を「一二、三〇〇」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の港区道路占用料等徴収条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、当該占用料に相当する期間中は、なお従前の例による。

(説明)

道路占用料の額を改定するため、本案を提出いたします。

議案第九号

港区立公園条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十七年二月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立公園条例の一部を改正する条例  
港区立公園条例（昭和三十八年港区条例第二十三号）の一部を次のように改正する。  
別表第四金額の欄中

地上露出部分	地下部分
千六十三円	八百十六円
	八百十六円
	千二百九円
	一万九千八百十六円
	二万九千七百二十九円

を

地上露出部分	地下部分
千二百二十二円	八百二十円
	九百三十八円
	千三百九十円
	二万千八百四十円
	三万四千二百二十五円

に改める。

付 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の港区立公園条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、当該占用料に相当する期間中は、なお従前の例による。

(説明)

公園占用料の額を改定するため、本案を提出いたします。

議案第十号

港区立上下水道施設上部利用公園条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十七年二月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立上下水道施設上部利用公園条例の一部を改正する条例  
港区立上下水道施設上部利用公園条例（昭和五十五年港区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表金額の欄中「一万九千八百十六円」を「二万千八百四十円」に、「二万九千七百二十九円」を「三万四千二百二十五円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の港区立上下水道施設上部利用公園条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、当該占用料に相当する期間中は、なお従前の例による。

（説明）

公園占用料の額を改定するため、本案を提出いたします。



議案第十一号

港区建築審査会条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区建築審査会条例の一部を改正する条例

港区建築審査会条例（昭和五十八年港区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「法」の下に「（他の法令において準用する場合を含む。）」を加え、同項第二号中「第九十四条第二項」の下に「（他の法令において準用する場合を含む。）」を加える。

第六条第一項ただし書中「第九十四条第三項」の下に「（他の法令において準用する場合を含む。）」を加え、「限りではない」を「限りでない」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十号）の施行に伴い、建築審査会の招集等に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第十二号

港区立精神障害者地域活動支援センター条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十八日

提出者 港区长 武井雅昭

港区立精神障害者地域活動支援センター条例

(目的)

第一条 この条例は、精神障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四条第一項に規定する精神障害者のうち十八歳以上である者をいう。以下同じ。）に必要な地域生活支援事業を行うことにより、精神障害者の地域での自立した生活を支援するため、港区立精神障害者地域活動支援センター（以下「センター」という。）の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第二条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
港区立精神障害者地域活動支援センター	東京都港区高輪一丁目四番八号

(事業)

第三条 センターは、第一条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

一 法第七十七条第一項に規定する地域生活支援事業のうち同項第九号に掲げる創作的活動の機会の提供及び社会との交流の促進に関する事業

二 法第五条第十六項に規定する相談支援

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六十五条の十四に規定する障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援として実施する保健所その他の関係機関との連携強化のための調整、ボランティアの育成及び障害に対する理解促進を図るための普及啓発

四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(休館日)

第四条 センターの休館日は、一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日までとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(開館時間)

第五条 センターの開館時間は、午前九時から午後八時までとする。ただし、日曜日及び土曜日にあつては、午前九時から午後五時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。  
(利用できる者の範囲)

第六条 センターの事業を利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 第三条第一号に掲げる事業 区内に住所を有する精神障害者並びにその家族及び支援者  
二 第三条第二号に掲げる事業 区内に住所を有する障害者(法第四条第一項に規定する障害者をいう。)並びにその家族及び支援者

2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認めるときは、同項に規定する者以外の者にセンターの事業を利用させることができる。

(利用の登録)

第七条 センターの事業のうち、第三条第一号の事業を利用しようとする者は、あらかじめ区長の登録を受けなければならない。

(使用料)

第八条 センターの使用料は、無料とする。

（施設の変更禁止）

第九条 センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、センターの施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、区長が必要と認めるときは、この限りでない。

（原状回復の義務）

第十条 利用者は、センターの利用を終了したときは、直ちにセンターの施設を原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第十一条 利用者は、センターの施設に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

（指定管理者による管理）

第十二条 区長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理運営に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

一 第三条各号に掲げる事業に関する業務

二 施設、付属設備及び物品の保全（軽易な修繕及び整備を含む。以下同じ。）に関する業務

三 施設内の清潔の保持、整頓その他の環境整備に関する業務

(指定管理者の指定)

第十三条 指定管理者としての指定を受けようとする者は、区規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切にセンターの管理運営を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。

一 前条各号に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。

二 安定的な経営基盤を有していること。

三 センターの効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。

四 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。

五 前各号に掲げるもののほか、区規則で定める基準

3 区長は、前項の規定による指定をするときは、効率的かつ効果的な管理運営を考慮し、指定の期間を定めるものとする。

(指定することができない法人等)

第十四条 区長は、区議会議員、区長、副区長並びに地方自治法第百八十条の五第一項に規定する委員会の委員及び委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれ

らに準ずべき者、支配人又は清算人（以下「役員等」という。）となつてゐる法人その他の団体（区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資してゐる法人その他の団体であつて、区議會議員以外の者が役員等となつてゐるものを除く。）を指定管理者に指定することができない。

（指定管理者の指定の取消し等）

第十五条 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条第二項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 管理運営の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。
- 二 第十三条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- 三 第十七条第一項各号に掲げる管理運営の基準を遵守しないとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理運営を継続することが適当でないときと認めるとき。

（指定管理者の公表）

第十六条 区長は、指定管理者の指定をし、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。



(管理運営の基準等)

第十七条 指定管理者は、次に掲げる基準により、センターの管理運営に関する業務を行わなければならない。

- 一 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
  - 二 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
  - 三 施設、付属設備及び物品の保全を適切に行うこと。
  - 四 業務に関連して取得した個人情報に関する情報を適切に取り扱うこと。
- 2 区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。
- 一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
  - 二 業務の実施に関する事項
  - 三 業務の実績報告に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項

(委任)

第十八条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。ただし、第十二条から第十六条まで及び第十八条の規定は、公布の日から施行する。

（説明）

精神障害者地域活動支援センターを設置するため、本案を提出いたします。

---

議案第十三号

港区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

港区心身障害者福祉手当条例（昭和四十八年港区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一特殊疾病者の項を次のように改める。

球脊髄性筋萎縮症、筋萎縮性側索硬化症、脊髄性筋萎縮症、原発性側索硬化症、進行性核上性麻痺 <sup>ひ</sup> 、パーキンソン病、大脳皮質基底核変性症、ハンチントン病、神経有棘 <sup>きよく</sup> 赤血球症、シヤルコー・マリー・トウス病、重症筋無力症、先天性筋無力症候群、多発性硬化症／視神経脊髄炎、慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー、封入体筋炎、クロウ・深瀬症候群、多系統萎縮症、脊髄小脳変性症（
---

多系統萎縮症を除く。)、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、ミトコンドリア病、もやもや病、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、進行性多巣性白質脳症、HTLV-1関連脊髄症、特発性基底核石灰化症、全身性アミロイドーシス、ウルリッヒ病、遠位型ミオパチー、ベスレムミオパチー、自己食空胞性ミオパチー、シュワルツ・ヤンペル症候群、神経線維腫症、天疱瘡、表皮水疱症、膿疱性乾癬(汎発型)、ステイーヴンス・ジョンソン症候群、中毒性表皮壊死症、高安動脈炎、巨細胞性動脈炎、結節性多発動脈炎、顕微鏡的多発血管炎、多発血管炎性肉芽腫症、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症、悪性関節リウマチ、バージャール病、原発性抗リン脂質抗体症候群、全身性エリテマトーデス、皮膚筋炎／多発性筋炎、全身性強皮症、混合性結合組織病、シェーグレン症候群、成人スチル病、再発性多発軟骨炎、ペーチエット病、特発性拡張型心筋症、肥大型心筋症、拘束型心筋症、再生不良性貧血、自己免疫性溶血性貧血、発作性夜間ヘモグロビン尿症、特発性血小板減少性紫斑病、血栓性血小板減少性紫斑病、原発性免疫不全症候群、IgA腎症、多発性嚢胞腎、黄色靱帯骨化症、後縦靱帯骨化症、広範脊柱管狭窄症、特発性大腿骨頭壊死症、下垂体性ADH

特殊疾病者

分泌異常症、下垂体性TSH分泌亢進症、下垂体性PRL分泌亢進症、クッシング病、下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症、下垂体性成長ホルモン分泌亢進症、下垂体前葉機能低下症、家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）、甲状腺ホルモン不応症、先天性副腎皮質酵素欠損症、先天性副腎低形成症、アジソン病、サルコイドーシス、特発性間質性肺炎、肺動脈性肺高血圧症、肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症、慢性血栓性肺高血圧症、リンパ管筋腫症、網膜色素変性症、バッド・キアリ症候群、特発性門脈圧亢進症、原発性胆汁性肝硬変、原発性硬化性胆管炎、自己免疫性肝炎、クローン病、潰瘍性大腸炎、好酸球形消化管疾患、慢性特発性偽性腸閉塞症、巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症、腸管神経節細胞減少症、ルビンシュタイン・テイビ症候群、CFC症候群、コステロ症候群、チャージ症候群、クリオピリン関連周期熱症候群、全身型若年性特発性関節炎、TNF受容体関連周期性症候群、非典型溶血性尿毒症症候群、ブラウ症候群、スモン、悪性高血圧、ネフローゼ症候群、母斑症、ミオトニー症候群、特発性好酸球增多症候群、強直性脊椎炎、びまん性汎細気管支炎、遺伝性（本態性）ニューロパチー、遺伝性QT延長症候群、先天性ミオパチー、

付 則

(施行期日等)

網膜脈絡膜萎縮症、進行性筋ジストロフィー、ウイルソン病、骨髄線維症、肝内結石症、脊髓空洞症、先天性血液凝固因子欠乏症等（第I因子欠乏症、第II因子欠乏症、第V因子欠乏症、第VII因子欠乏症、第VIII因子欠乏症、第IX因子欠乏症、第X因子欠乏症、第XI因子欠乏症、第XII因子欠乏症、第XIII因子欠乏症、フォン・ヴィルブランド病及び血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症をいう。）、人工透析を必要とする腎不全又は点頭てんかんを有する者

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の港区心身障害者福祉手当条例（以下「改正後の条例」という。）別表第一特殊疾病者の項（原発性側索硬化症、神経有棘きよく赤血球症、シャルコー・マリール・トウース病、先天性筋無力症候群、多発性硬化症／視神経脊髄炎、慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー、封入体筋炎、クロウ・深瀬症候群、脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）、もやもや病、進行性多巣性白質脳症、HTLV-1関連脊髄症、特発性基底核石灰化症、全身性アミロイドーシス、ウルリッヒ病、遠位型ミオパチー、ベスレムミオパチー、自己貪食空胞性ミオパチー、シュワルツ・

ヤンペル症候群、表皮水疱症、膿疱性乾癬（汎発型）、ステイブンス・ジョンソン症候群、中毒性表皮壊死症、高安動脈炎、巨細胞性動脈炎、結節性多発動脈炎、顕微鏡的多発血管炎、多発血管炎性肉芽腫症、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症、バージャー病、原発性抗リン脂質抗体症候群、皮膚筋炎／多発性筋炎、全身性強皮症、成人スチル病、再発性多発軟骨炎、特発性拡張型心筋症、自己免疫性溶血性貧血、発作性夜間ヘモグロビン尿症、血栓性血小板減少性紫斑病、IgA腎症、下垂体性ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌亢進症、下垂体性PRL分泌亢進症、クッシング病、下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症、下垂体性成長ホルモン分泌亢進症、下垂体前葉機能低下症、甲状腺ホルモン不応症、先天性副腎皮質酵素欠損症、先天性副腎低形成症、アジソン病、肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症、リンパ脈管筋腫症、好酸球性消化管疾患、慢性特発性偽性腸閉塞症、巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症、腸管神経節細胞僅少症、ルビンシュタイン・テイビ症候群、CFC症候群、コステロ症候群、チャージ症候群、クリオピリン関連周期熱症候群、全身型若年性特発性関節炎、TNF受容体関連周期性症候群、非典型溶血性尿毒症症候群及びブラウ症候群に係る部分に限る。）の規定は、平成二十七年一月一日から適用する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の港区心身障害者福祉手当条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により次の表の上欄に掲げる疾病に該当して心身障害者福祉

手当（以下「手当」という。）の受給の対象となつてゐる者は、改正後の条例の規定により同表下欄に掲げる疾病に該当して手当の受給の対象となつてゐる者とみなす。

多発性硬化症	多発性硬化症／視神経脊髄炎
サルコイドーシス	サルコイドーシス
強皮症	全身性强皮症
皮膚筋炎	皮膚筋炎／多発性筋炎
パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病）	進行性核上性麻痺、パーキンソン病又は大脳皮質基底核変性症のうちいずれか相当である疾病
高安病	高安動脈炎
モヤモヤ病（ウイリス動脈輪閉塞症）	もやもや病
脊髄小脳変性症	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）
先天性血液凝固因子欠乏症	先天性血液凝固因子欠乏症等（第Ⅰ因子





<p>ーブ橋小脳萎縮症、シヤイ・ドレーガー症候群）</p>	<p>表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）</p>	<p>膿疱性乾癬</p>	<p>好酸球增多症候群（好酸球性膠原病）</p>	<p>肺動脈性肺高血圧症</p>		<p>網膜脈絡膜萎縮症（眼底後極部網膜脈絡膜萎縮症）</p>	<p>慢性炎症性脱髄性多発神経炎</p>	<p>ライソゾーム病（ファブリー病を含む。）</p>	<p>アレルギー性肉芽腫性血管炎</p>
	<p>表皮水疱症</p>	<p>膿疱性乾癬（汎発型）</p>	<p>特発性好酸球增多症候群</p>	<p>肺動脈性肺高血圧症又は肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症のうちいずれか相当である疾病</p>		<p>網膜脈絡膜萎縮症</p>	<p>慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー</p>	<p>ライソゾーム病</p>	<p>好酸球性多発血管炎性肉芽腫症</p>

3

改正後の条例別表第一特殊疾病者の項中原発性側索硬化症、神経有棘赤血球症、シヤルコ  
 ー・マリー・トウース病、先天性筋無力症候群、多発性硬化症／視神経脊髄炎、慢性炎症性  
 脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー、封入体筋炎、クロウ・深瀬症候群、脊髄小  
 脳変性症（多系統萎縮症を除く。）、もやもや病、進行性多巣性白質脳症、HTLV-1 関

成人ステイル病	成人スチル病
リンパ脈管筋腫症（LAM）	リンパ脈管筋腫症
重症多形滲出性紅斑（急性期）	ステイーヴンス・ジョンソン症候群又は 中毒性表皮壊死症のうちいずれか相当で ある疾病
間脳下垂体機能障害（PRL分泌異常症、 ゴナドトロピン分泌異常症、ADH分泌 異常症、下垂体性TSH分泌異常症、ク ツシング病、先端巨大症、下垂体機能低 下症）	下垂体性ADH分泌異常症、下垂体性T SH分泌亢進症、下垂体性PRL分泌亢 進症、クツシング病、下垂体性ゴナド ロピン分泌亢進症、下垂体性成長ホルモ ン分泌亢進症又は下垂体前葉機能低下症 のうちいずれか相当である疾病

連脊髄症、特発性基底核石灰化症、全身性アミロイドーシス、ウルリッヒ病、遠位型ミオパチー、ベスレムミオパチー、自己貪食空胞性ミオパチー、シュワルツ・ヤンペル症候群、表皮水疱症、膿疱性乾癬（汎発型）、ステイヴンス・ジョンソン症候群、中毒性表皮壊死症、高安動脈炎、巨細胞性動脈炎、結節性多発動脈炎、顕微鏡的多発血管炎、多発血管炎性肉芽腫症、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症、バージャー病、原発性抗リン脂質抗体症候群、皮膚筋炎／多発性筋炎、全身性強皮症、成人スチル病、再発性多発軟骨炎、特発性拡張型心筋症、自己免疫性溶血性貧血、発作性夜間へモグロビン尿症、血栓性血小板減少性紫斑病、I g A 腎症、下垂体性 A D H 分泌異常症、下垂体性 T S H 分泌亢進症、下垂体性 P R L 分泌亢進症、クッシング病、下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症、下垂体性成長ホルモン分泌亢進症、下垂体前葉機能低下症、甲状腺ホルモン不応症、先天性副腎皮質酵素欠損症、先天性副腎低形成症、アジソン病、肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症、リンパ脈管筋腫症、好酸球性消化管疾患、慢性特発性偽性腸閉塞症、巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症、腸管神経節細胞僅少症、ルビンシユタイン・テイビ症候群、C F C 症候群、コストロ症候群、チャージ症候群、クリオピリン関連周期熱症候群、全身型若年性特発性関節炎、T N F 受容体関連周期性症候群、非典型溶血性尿毒症症候群及びブラウ症候群に該当するに至った者が、平成二十七年六月三十日までに改正後の条例第四条に基づく受給資格の認定の申請をしたときは、該当するに至った日（その日が平成二十七年一月一日より前であるときは、平成二十七年一月一日）に申

請があつたものとみなす。

（劇症肝炎及び重症急性性膵炎に関する特例）

4 この条例の施行の際現に改正前の条例別表第一特殊疾病者の項中劇症肝炎及び重症急性性膵炎に該当して手当の受給を受けている者は、この条例の施行の日から継続して受給を受ける間は、なお従前の例による。

（説明）

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）の施行により国の医療費助成の対象となる難病が指定されたことを踏まえ、心身障害者福祉手当の支給対象とする特殊疾病の範囲を拡大するため、本案を提出いたします。

議案第十四号

港区介護保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区介護保険条例の一部を改正する条例

港区介護保険条例（平成十二年港区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条中「平成二十四年度から平成二十六年まで」を「平成二十七年から平成二十九年まで」に改め、同条第一号中「二万五千二百円」を「三万三千七百二十三円」に改め、同条第二号中「二万五千二百円」を「四万二千二百七円」に改め、同条第三号中「四万九百五十円」を「四万八千七百十一円」に改め、同条第四号中「六万三千円」を「五万九千九百五十二円」に改め、同条第十二号中「十七万三千二百五十円」を「二十七万三千五百三十一円」に改め、同条第十五号とし、同条第十一号中「十五万七千五百円」を「十七万二千三百六十二円」に改め、同号イ中「二千万円以上三千万円未満」を「七百五十万円以上千万円未満」に改め、同号ロ中「。」に「を。」、次号ロ又は第十四号ロに「に改め、同条第十二号とし、

同号の次に次の二号を加える。

十三 次のいずれかに該当する者 二十万六千八十五円

イ 合計所得金額が千円以上二千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

十四 次のいずれかに該当する者 二十三万九千八百八円

イ 合計所得金額が二千万円以上三千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第七条第十号中「十四万七千五百五十円」を「十四万二千三百八十六円」に改め、同号イ中「千万円以上二千万円未満」を「五百万円以上七百万円未満」に改め、同号ロ中「又は次号ロ」を「、次号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロ」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「十二万六千円」を「十一万九千九百四円」に改め、同号イ中「七百万円以上千万円

未満」を「三百五十万円以上五百万円未満」に改め、同号口中「又は第十一号口」を「、第十二号口、第十三号口又は第十四号口」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「十一万二千五百円」を「十万四千九百十六円」に改め、同号イ中「五百万円以上七百五十万円未満」を「二百五十万円以上三百五十万円未満」に改め、同号口中「第十号口又は第十一号口」を「第十一号口、第十二号口、第十三号口又は第十四号口」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「九万四千五百円」を「八万九千九百二十八円」に改め、同号イ中「二百五十万円以上五百万円未満」を「百九十万円以上二百五十万円未満」に改め、同号口中「、第九号口」を削り、「又は第十一号口」を「、第十一号口、第十二号口、第十三号口又は第十四号口」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「七万八千七百五十円」を「八万二千四百三十四円」に改め、同号イ中「二百五十万円」を「百九十万円」に改め、同号口中「、第八号口」を削り、「又は第十一号口」を「、第十一号口、第十二号口、第十三号口又は第十四号口」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「六万九千三百円」を「七万八千六百八十七円」に改め、同号口中「、第七号口」を削り、「又は第十一号口」を「、第十一号口、第十二号口、第十三号口又は第十四号口」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 令第三十九条第一項第五号に掲げる者 七万四千九百四十円

第九条第三項中「ハ」を「ニ」に、「若しくは第四号口又は第七条第五号口、第六号口」を「、第四号口若しくは第五号口又は第七条第六号口」に、「若しくは第十一号口」を「、第十



一号口、第十二号口、第十三号口若しくは第十四号口」に、「同条第一号から第十一号まで」を「同条第一号から第十四号まで」に改める。

付則に次の一条を加える。

（介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置）

第八条 法第十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成二十七年四月一日から区長が別に定める日までの間に行わず、当該区長が別に定める日の翌日から行うものとする。

#### 付 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区介護保険条例の規定（付則第八条の規定を除く。）は、平成二十七年分の保険料から適用し、平成二十六年分までの保険料については、なお従前の例による。

（説 明）

第六期港区介護保険事業計画に基づき保険料を改定するほか、介護予防・日常生活支援総合事業を実施する日を定めるため、本案を提出いたします。

議案第十五号

港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例（平成二十五年港区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第十五条の見出し中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第一項中「複合型サービス」の下に「（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）

第十七条の十に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）」を加える。

第十九条中「第八条の二第十七項」を「第八条の二第十五項」に改める。

## 付 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

### (説 明)

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第四号）の施行による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスとして実施する事業の名称を変更する必要があるため、本案を提出いたします。

議案第十六号

港区指定介護予防支援等に係る事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区指定介護予防支援等に係る事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十九条第一項第一号並びに第百十五条の二十四第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援（以下「指定介護予防支援等」という。）の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるほか、法第百十五条の二十二第二項第一号の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 指定介護予防支援 法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。

二 指定介護予防支援事業者 法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。

三 指定介護予防サービス等 法第八条の二第十八項に規定する指定介護予防サービス等をいう。

四 基準該当介護予防支援 法第五十九条第一項第一号に規定する基準該当介護予防支援をいう。

2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(基本方針)

第三条 指定介護予防支援の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するため、適切な保健医

療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならぬ。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することなく、公正かつ中立に行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、区市町村、地域包括支援センター（法第百十五條の四十六第一項に規定する地域包括支援センターをいう。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第四十六條第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民の自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

（人員に関する基準）

第四條 法第百十五條の二十四第一項の規定により条例で定める指定介護予防支援の事業の人員に関する基準は、区規則で定める。

（運営に関する基準）

第五條 法第百十五條の二十四第二項の規定により条例で定める指定介護予防支援の事業の運

営に関する基準は、次条から第八条までに定めるもののほか、区規則で定める。

（秘密保持）

第六条 指定介護予防支援事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防支援事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。  
（苦情への対応）

第七条 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

（事故発生時の対応）

第八条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

（介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）

第九条 法第百十五条の二十四第二項の規定により条例で定める指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、区規則で定める。

（基準該当介護予防支援に関する基準）

第十条 第三条から前条までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。

（指定介護予防支援の事業の申請者に係る条例で定める者）

第十一条 指定介護予防支援の事業の申請者に係る法第百十五条の二十二第二項第一号に規定する条例で定める者は、法人とする。

#### 付 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（説 明）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）の施行による介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の一部改正に伴う条例制定権限の拡大により、指定介護予防支援等に係る事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める必要があるため、本案を提出いたします。



議案第十七号

港区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の人員に関する基準等を定める条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の人員に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第百十五条の四十六第四項の規定に基づき、地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。  
(基本方針)

第三条 地域包括支援センターは、その職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、港区が設置する地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十六第一号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

（人員に関する基準）

第四条 法第十五条の四十六第四項の規定により条例で定める包括的支援事業の実施に係る人員に関する基準は、区規則で定める。

付 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（説 明）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）の施行による介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の

一部改正に伴う条例制定権限の拡大により、地域包括支援センターにおける包括的支援事業の人員に関する基準等を定める必要があるため、本案を提出いたします。

議案第十八号

港区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例  
右の議案を提出する。

平成二十七年二月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例

(趣旨)

第一条 港区（以下「区」という。）におけるいじめの防止等に関する施策の推進を図るため、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）第十四条第一項及び第三項、第二十八条第一項並びに第三十条第二項の規定に基づき、港区いじめ問題対策連絡協議会等の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 いじめ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生

徒と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

二 いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。

三 学校 港区立学校設置条例（昭和三十年港区条例第六号）第一条に規定する小学校及び中学校をいう。

四 児童生徒 学校に在籍する児童又は生徒をいう。

（港区いじめ問題対策連絡協議会）

第三条 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第十四条第一項の規定に基づき、区長、港区教育委員会（以下「教育委員会」という。）、警視庁その他の関係者により構成される港区いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

一 区におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項

二 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項

3 協議会の委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 協議会に会長を置き、区長をもって充てる。

5 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、港区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める。

（港区教育委員会いじめ問題対策会議）

第四条 区におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第十四条第三項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、教育委員会、学校、学識経験を有する者、法律、医学、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される港区教育委員会いじめ問題対策会議（以下「対策会議」という。）を置く。

2 対策会議は、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、当該結果を教育委員会に報告するものとする。

3 対策会議の委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 対策会議に会長を置き、港区教育委員会教育長をもって充てる。

5 対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。  
（港区教育委員会いじめ問題調査委員会）

第五条 学校において法第二十八条第一項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合に対処するため、同項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、学識経験を有する者、法律、医学、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等により構成

される港区教育委員会いじめ問題調査委員会（以下「教育委員会調査委員会」という。）を置く。

2 教育委員会調査委員会は、学校において重大事態が発生した場合には、法第二十八条第一項に規定する調査を行い、当該結果を教育委員会に報告するものとする。

3 教育委員会調査委員会の委員の任期は、教育委員会が任命したときから、前項の規定による報告が終了するときまでとする。

4 教育委員会調査委員会に委員長を置き、教育委員会調査委員会の委員の互選によりこれを定める。

5 教育委員会調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。（港区いじめ問題調査委員会）

第六条 区長は、法第三十条第一項の規定による報告を受けた場合において当該報告に係る重大事態へ対処し、又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、同条第二項の規定に基づき、区長の付属機関として、学識経験を有する者、法律、医学、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等により構成される港区いじめ問題調査委員会（以下「港区調査委員会」という。）を置く。

2 港区調査委員会は、法第三十条第二項の規定による調査を行い、当該結果を区長に報告するものとする。

3 港区調査委員会の委員の任期は、区長が任命したときから、前項の規定による報告が終了するときまでとする。

4 港区調査委員会に委員長を置き、港区調査委員会の委員の互選によりこれを定める。

5 区長は、第二項の規定にかかわらず、港区調査委員会による調査以外の方法により、法第三十条第二項の規定による調査を行うことができる。

6 港区調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区規則で定める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### ( 説 明 )

いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）の施行を踏まえ、港区いじめ問題対策連絡協議会等を設置するため、本案を提出いたします。



議案第十九号

港区立生涯学習館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立生涯学習館条例の一部を改正する条例

港区立生涯学習館条例（昭和五十一年港区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「東京都港区南青山四丁目十八番十七号」を「東京都港区南青山四丁目十九番七号」に改める。

付 則

この条例は、港区教育委員会規則で定める日から施行する。

（説明）

生涯学習館の位置を変更するため、本案を提出いたします。

議案第20号

平成26年度

港区一般会計補正予算（第6号）

## 平成26年度港区一般会計補正予算（第6号）

平成26年度港区の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,124,467千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152,970,021千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の廃止は、「第3表債務負担行為補正」による。

平成27年2月18日提出

港 区 長 武 井 雅 昭

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 特別区税		63,867,941	8,580,481	72,448,422
	1 特別区民税	57,398,535	8,580,481	65,979,016
13 国庫支出金		12,775,315	△1,357,795	11,417,520
	1 国庫負担金	7,719,801	△108,286	7,611,515
	2 国庫補助金	5,049,277	△1,249,509	3,799,768
14 都支出金		6,398,918	△344,210	6,054,708
	1 都負担金	2,060,598	60,232	2,120,830
	2 都補助金	3,476,210	△404,442	3,071,768
15 財産収入		5,475,837	△55,616	5,420,221
	1 財産運用収入	535,387	△55,616	479,771
16 寄附金		117,495	115,350	232,845
	1 寄附金	117,495	115,350	232,845
17 繰入金		29,399,639	△987,650	28,411,989
	1 基金繰入金	29,399,639	△987,650	28,411,989
18 繰越金		2,637,157	1,163,907	3,801,064
	1 繰越金	2,637,157	1,163,907	3,801,064
19 諸収入		2,540,636	10,000	2,550,636
	7 雑入	1,707,566	10,000	1,717,566
歳入合計		145,845,554	7,124,467	152,970,021

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		35,305,842	2,985,669	38,291,511
	1 総務管理費	31,391,427	2,985,669	34,377,096
3 環境清掃費		5,333,968	△30,325	5,303,643
	1 環境費	928,473	△30,325	898,148
4 民生費		43,372,162	△455,470	42,916,692
	1 社会福祉費	16,157,797	△555,083	15,602,714
	2 児童福祉費	21,678,915	125,366	21,804,281
	3 生活保護費	5,459,703	△25,753	5,433,950
5 衛生費		6,386,566	91,201	6,477,767
	1 保健衛生費	6,386,566	91,201	6,477,767
6 産業経済費		2,508,798	△14,968	2,493,830
	1 商工費	2,508,798	△14,968	2,493,830
7 土木費		15,442,426	△1,655,371	13,787,055
	1 土木管理費	2,153,997	0	2,153,997
	2 道路橋りょう費	3,088,185	△195,228	2,892,957
	4 公園費	1,224,949	△33,124	1,191,825
	5 都市計画費	3,047,382	△55,500	2,991,882
	6 住宅費	2,815,470	58,937	2,874,407
	7 建築費	3,056,346	△1,430,456	1,625,890
8 教育費		26,897,455	6,929,459	33,826,914
	1 教育総務費	5,838,924	6,964,425	12,803,349
	2 小学校費	8,950,994	372,672	9,323,666
	3 中学校費	6,578,653	△314,818	6,263,835
	5 幼稚園費	1,214,756	△92,820	1,121,936
10 諸支出金		7,884,823	△725,728	7,159,095
	1 財政積立金	816,524	△24,066	792,458
	2 他会計繰出金	7,068,298	△701,662	6,366,636
歳 出 合 計		145,845,554	7,124,467	152,970,021

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	7 企画調査費	港区総合戦略プラン策定	7,058 千円
4 民生費	1 社会福祉費	低所得高齢者等生活支援事業	22,720 千円
6 産業経済費	1 商工費	地域消費喚起事業	68,144 千円

変 更

款	項	事業名	補正前の額	補正後の額
6 産業経済費	1 商工費	区内共通商品券発行支援	14,552 千円	38,919 千円

第 3 表 債務負担行為補正

廃止

事 項	補 正 前		補 正 後		備 考
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	
庁舎大規模改修	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	千円 7,072,578	—	千円 —	庁舎大規模改修の契約 時期が平成 27 年度と なるため

議案第21号

平成26年度

港区国民健康保険事業会計補正予算（第2号）



## 平成26年度港区国民健康保険事業会計補正予算（第2号）

平成26年度港区の国民健康保険事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ186,405千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,137,958千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年2月18日提出

港 区 長 武 井 雅 昭

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰入金		2,896,765	△ 604,218	2,292,547
	1 繰入金	2,896,765	△ 604,218	2,292,547
11 繰越金		35,000	790,623	825,623
	1 繰越金	35,000	790,623	825,623
歳入合計		22,951,553	186,405	23,137,958

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		14,383,188	0	14,383,188
	1 療養諸費	12,679,295	0	12,679,295
3 後期高齢者支援金等		3,335,078	0	3,335,078
	1 後期高齢者支援金等	3,335,078	0	3,335,078
6 介護納付金		1,592,867	0	1,592,867
	1 介護納付金	1,592,867	0	1,592,867
9 諸支出金		54,683	186,405	241,088
	1 償還金及び還付金	54,682	186,405	241,087
歳 出 合 計		22,951,553	186,405	23,137,958

議案第 22 号

平成 26 年度

港区後期高齢者医療会計補正予算（第 1 号）

## 平成26年度港区後期高齢者医療会計補正予算（第1号）

平成26年度港区の後期高齢者医療会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年2月18日提出

港 区 長 武 井 雅 昭

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		1,798,358	△ 120,244	1,678,114
	1 繰入金	1,798,358	△ 120,244	1,678,114
4 繰越金		1	132,878	132,879
	1 繰越金	1	132,878	132,879
5 諸収入		93,433	△ 12,634	80,799
	2 償還金及び還付金	15,264	△ 12,634	2,630
歳入合計		4,667,918	0	4,667,918

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 広域連合負担金		4,334,174	0	4,334,174
	1 広域連合負担金	4,334,174	0	4,334,174
歳 出 合 計		4,667,918	0	4,667,918

議案第23号

平成26年度

港区介護保険会計補正予算（第2号）



## 平成26年度港区介護保険会計補正予算（第2号）

平成26年度港区の介護保険会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ261,485千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,400,752千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（特別区債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる特別区債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表特別区債」による。

平成27年2月18日提出

港 区 長 武 井 雅 昭

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		2,885,083	29,583	2,914,666
	1 国庫負担金	2,307,367	66,043	2,373,410
	2 国庫補助金	577,716	△ 36,460	541,256
4 支払基金交付金		3,815,142	39,632	3,854,774
	1 支払基金交付金	3,815,142	39,632	3,854,774
5 都支出金		1,967,710	45,946	2,013,656
	1 都負担金	1,902,289	49,707	1,951,996
	2 都補助金	65,421	△ 3,761	61,660
8 繰入金		2,558,963	80,972	2,639,935
	1 一般会計繰入金	2,373,175	22,800	2,395,975
	2 基金繰入金	185,788	58,172	243,960
11 特別区債		0	65,352	65,352
	1 財政安定化基金貸付金	0	65,352	65,352
歳入合計		14,139,267	261,485	14,400,752

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		12,975,741	204,103	13,179,844
	1 介護サービス等諸費	12,975,741	204,103	13,179,844
3 地域支援事業費		388,786	0	388,786
	1 介護予防事業費	194,393	0	194,393
	2 包括的支援事業費	194,393	0	194,393
5 諸支出金		42,129	57,382	99,511
	1 償還金及び還付金	42,129	57,382	99,511
歳 出 合 計		14,139,267	261,485	14,400,752

第 2 表 特 別 区 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保険給付事業及び 地域支援事業	千円  65,352	普通貸借の方法で東京都より 起債する。	無利子	第6期介護保険事業計画期間 (平成27年度～平成29年度) の3年以内に償還する。

議案第24号

○  
平成27年度港区一般会計予算

# 平成27年度港区一般会計予算

## 目 次

予 算 総 則 .....	7 頁
第1表 歳入歳出予算 .....	8
1 歳 入 .....	8
2 歳 出 .....	10
第2表 債務負担行為 .....	12

## 平成27年度港区一般会計予算

平成27年度港区の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ114,130,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とする。

平成27年2月18日提出

港 区 長 武 井 雅 昭

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 特別区税		66,529,853
	1 特別区民税	60,484,184
	2 軽自動車税	50,647
	3 特別区たばこ税	5,992,102
	4 入湯税	2,920
2 地方譲与税		450,001
	1 自動車重量譲与税	314,000
	2 地方揮発油譲与税	136,000
	3 地方道路譲与税	1
3 利子割交付金		1,000,000
	1 利子割交付金	1,000,000
4 配当割交付金		660,000
	1 配当割交付金	660,000
5 株式等譲渡所得割交付金		101,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	101,000
6 地方消費税交付金		12,625,000
	1 地方消費税交付金	12,625,000
7 自動車取得税交付金		280,000
	1 自動車取得税交付金	280,000
8 交通安全対策特別交付金		45,000
	1 交通安全対策特別交付金	45,000
9 地方特例交付金		60,000
	1 地方特例交付金	60,000
10 特別区交付金		1,200,001
	1 特別区財政調整交付金	1,200,001
11 分担金及び負担金		1,229,337
	1 負担金	1,229,337
12 使用料及び手数料		7,200,037
	1 使用料	6,434,694
	2 手数料	765,343
13 国庫支出金		12,202,835





## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		780,403
	1 区議会費	780,403
2 総務費		18,301,792
	1 総務管理費	14,358,903
	2 徴税費	997,484
	3 戸籍住民基本台帳費	1,450,460
	4 選挙費	222,135
	5 統計調査費	260,398
	6 区民施設費	925,824
	7 監査委員費	86,588
3 環境清掃費		5,056,325
	1 環境費	861,403
	2 清掃費	4,194,922
4 民生費		42,812,638
	1 社会福祉費	13,657,417
	2 児童福祉費	23,746,484
	3 生活保護費	5,332,776
	4 国民年金費	75,961
5 衛生費		4,886,221
	1 保健衛生費	4,886,221
6 産業経済費		2,398,752
	1 商工費	2,398,752
7 土木費		16,669,409
	1 土木管理費	2,967,828
	2 道路橋りょう費	3,084,165
	3 河川費	75,322
	4 公園費	1,314,908
	5 都市計画費	3,921,413
	6 住宅費	1,837,197
	7 建築費	3,468,576
8 教育費		13,387,967



第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
港区土地開発公社からの用地取得費	平成27年度～平成37年度	港区が港区土地開発公社から取得する用地費
港区土地開発公社に対する債務保証	平成27年度～平成37年度	港区土地開発公社が協調融資団から借入れる融資限度額及び利子相当額
公衆浴場改修資金等融資に伴う利子補助	平成27年度～平成48年度	取扱金融機関が貸付をした金額に対する年5%以内に相当する額
中小企業融資に伴う利子補給	平成28年度～平成39年度	取扱金融機関が貸付をした金額に対する年2.6%以内に相当する額
小規模事業者経営改善資金融資に伴う利子補助	平成28年度～平成30年度	日本政策金融公庫が貸付をした金額に対する利子の30%に相当する額
赤坂地区総合支所等昇降機設備交換	平成28年度	144,852 千円
シティハイツ六本木等整備（昇降機設備）	平成28年度～平成29年度	54,520 千円
赤坂二丁目電線類地中化整備	平成27年度～平成28年度	122,273 千円
浜路橋改修（耐震補強）	平成28年度	277,145 千円
六本木西公園整備	平成28年度	136,095 千円
庁舎大規模改修	平成28年度～平成30年度	8,423,607 千円
東町小学校仮設校舎賃借	平成28年度～平成38年度	56,823 千円
新郷土資料館等複合施設整備（実施設計）	平成28年度	216,210 千円

事 項	期 間	限 度 額
新郷土資料館等複合施設整備（実施設計監修）	平成28年度	40,364 千円
新郷土資料館展示実施設計	平成27年度～平成28年度	92,981 千円
（仮称）産業振興センター等整備（基本設計）	平成28年度	75,740 千円

議案第 25 号

○  
平成 27 年度港区国民健康保険事業会計予算

# 平成27年度港区国民健康保険事業会計予算

## 目 次

予 算 総 則 .....	19 頁
第1表 歳入歳出予算 .....	20
1 歳 入 .....	20
2 歳 出 .....	21

## 平成27年度港区国民健康保険事業会計予算

平成27年度港区の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,527,983千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とする。

平成27年2月18日提出

港 区 長 武 井 雅 昭



第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		7,859,182
	1 国民健康保険料	7,859,182
2 一部負担金		4
	1 一部負担金	4
3 使用料及び手数料		58
	1 手数料	58
4 国庫支出金		5,434,634
	1 国庫負担金	5,395,230
	2 国庫補助金	39,404
5 療養給付費等交付金		354,332
	1 療養給付費等交付金	354,332
6 前期高齢者交付金		2,140,939
	1 前期高齢者交付金	2,140,939
7 都支出金		1,576,799
	1 都負担金	192,312
	2 都補助金	1,384,487
8 共同事業交付金		6,898,812
	1 共同事業交付金	6,898,812
9 財産収入		5
	1 財産運用収入	5
10 繰入金		3,215,637
	1 繰入金	3,215,637
11 繰越金		35,000
	1 繰越金	35,000
12 諸収入		12,581
	1 延滞金、加算金及び過料	5
	2 預金利子	404
	3 雑入	12,172
歳入合計		27,527,983

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		568,278
	1 総務管理費	463,930
	2 徴収費	104,348
2 保険給付費		14,584,776
	1 療養諸費	12,762,830
	2 高額療養費	1,577,962
	3 移送費	400
	4 出産育児諸費	214,308
	5 葬祭費	17,290
	6 結核・精神医療給付金	11,986
3 後期高齢者支援金等		3,405,315
	1 後期高齢者支援金等	3,405,315
4 前期高齢者納付金等		2,109
	1 前期高齢者納付金等	2,109
5 老人保健拠出金		106
	1 老人保健拠出金	106
6 介護納付金		1,596,577
	1 介護納付金	1,596,577
7 共同事業拠出金		7,037,812
	1 共同事業拠出金	7,037,812
8 保健事業費		177,658
	1 特定健康診査等事業費	168,196
	2 保健事業費	9,462
9 諸支出金		55,352
	1 償還金及び還付金	55,351
	2 公債費	1
10 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出	合 計	27,527,983

議案第26号

○  
平成27年度港区後期高齢者医療会計予算

# 平成27年度港区後期高齢者医療会計予算

## 目 次

予 算 総 則 .....	27 頁
第1表 歳入歳出予算 .....	28
1 歳 入 .....	28
2 歳 出 .....	29

## 平成27年度港区後期高齢者医療会計予算

平成27年度港区の後期高齢者医療会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,681,047千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成27年2月18日提出

港 区 長 武 井 雅 昭

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		2,667,758
	1 後期高齢者医療保険料	2,667,758
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		1,912,889
	1 繰入金	1,912,889
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		100,398
	1 延滞金、加算金及び過料	3
	2 償還金及び還付金	15,484
	3 預金利子	254
	4 受託事業収入	84,656
	5 雑入	1
歳 入 合 計		4,681,047

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		213,286
	1 総務管理費	213,286
2 広域連合負担金		4,235,576
	1 広域連合負担金	4,235,576
3 保険給付費		77,148
	1 葬祭費	77,148
4 保健事業費		99,277
	1 保健事業費	99,277
5 諸支出金		5,760
	1 償還金及び還付金	5,760
6 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		4,681,047

議案第27号

○  
平成27年度港区介護保険会計予算



# 平成27年度港区介護保険会計予算

## 目 次

予 算 総 則 .....	35 頁
第1表 歳入歳出予算 .....	36
1 歳 入 .....	36
2 歳 出 .....	37

## 平成27年度港区介護保険会計予算

平成27年度港区の介護保険会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,515,563千円と定める。

2: 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成27年2月18日提出

港 区 長 武 井 雅 昭

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 介護保険料		3,749,233
	1 介護保険料	3,749,233
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		2,961,715
	1 国庫負担金	2,498,493
	2 国庫補助金	463,222
4 支払基金交付金		3,977,177
	1 支払基金交付金	3,977,177
5 都支出金		2,116,681
	1 都負担金	2,049,497
	2 都補助金	67,184
6 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
7 寄附金		1
	1 寄附金	1
8 繰入金		2,682,524
	1 一般会計繰入金	2,682,524
9 繰越金		5,122
	1 繰越金	5,122
10 諸収入		23,108
	1 延滞金、加算金及び過料	6,560
	2 預金利子	152
	3 雑入	16,396
歳入合計		15,515,563

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		866,118
	1 総務管理費	866,118
2 保険給付費		14,016,768
	1 介護サービス等諸費	14,016,768
3 地域支援事業費		420,052
	1 介護予防事業費	210,389
	2 包括的支援事業費	209,663
4 基金積立金		185,719
	1 基金積立金	185,719
5 諸支出金		5,122
	1 償還金及び還付金	5,122
6 公債費		21,784
	1 財政安定化基金償還金	21,784
歳 出 合 計		15,515,563

議案第二十八号

工事請負契約の承認について

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

工事請負契約の承認について

左記の工事請負契約の承認を求める。

記

- 一 工事の名称 夕風橋架替工事（道路整備）
- 二 工事の規模 工事区間長一七三・九メートル  
歩道舗装面積一、〇四九平方メートル  
車道舗装面積一、八三〇平方メートル  
護岸工一式
- 三 契約の方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 四 契約金額 二億二千九百三十九万二千元

五 契約締結日 契約承認の日

六 工 期 契約締結の日の翌日から平成二十八年二月二十九日まで

七 契約の相手方 東京都港区高輪三丁目十九番二十三号

徳倉建設株式会社東京支店

執行役員支店長

山下信夫

(説明)

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第二条の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第二十九号

工事請負契約の承認について

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

工事請負契約の承認について

左記の工事請負契約の承認を求める。

記

- |   |        |                               |
|---|--------|-------------------------------|
| 一 | 工事の名称  | 港区営住宅シテイハイツ六本木等整備に伴う機械設備工事    |
| 二 | 契約の方法  | 制限を付した一般競争入札による契約             |
| 三 | 契約金額   | 三億三千九十一万二千元                   |
| 四 | 契約締結日  | 契約承認の日                        |
| 五 | 工期     | 契約締結の日の翌日から平成二十九年六月三十日まで      |
| 六 | 契約の相手方 | 東京都港区西新橋三丁目六番五号<br>富士設備工業株式会社 |

代表取締役

福田 義次

(説明)

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第二条の規定に基づき、本案を提出いたします。



議案第三十号

包括外部監査契約の締結について

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

包括外部監査契約の締結について

左記のとおり包括外部監査契約を締結する。

記

一 契約の相手方 住所 東京都目黒区自由が丘二丁目

氏名 山崎愛子

資格 公認会計士

二 契約の期間 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

三 契約金額 九百七十二万円を上限とする額

四 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払い

(説明)

平成二十七年年度の包括外部監査契約を締結するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定に基づき、本案を提出いたします。